導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本市は、鹿児島県と熊本県との県境に位置し、北に東シナ海(八代海)を望み、南北に扇状型に広がる広大な出水平野を有する。高度成長期の製造業の隆盛を背景に、その平野部を生かした内陸型工業団地を中心として、食品、電子部品、自動車部品等の大手進出企業及び関連協力企業等が集積した産業振興を果たしてきた。

現在、市内の産業は、九州新幹線の停車駅、南九州西回り自動車道及び鹿児島空港を結ぶ北薩横断道路の高速交通網といった将来的な物流等の利便性向上への期待から、物流関連、食品、機械装置部品といった製造業を中心とした新たな企業立地や地元企業の増設が増え、商業・サービス業においても近隣市町も商圏人口に取り込んだ商業施設が進出増加している。

しかしながら、近年、本市の人口は、少子高齢化の進展により減少傾向にあり、 今後も同傾向で推移すると見込んでいる。現在、中小企業数も減少傾向にあり、 さらに、人手不足、後継者不足等の課題にも直面している。

こうした状況を踏まえ、限られた人材で域内経済の更なる活性化を図るためには、企業の労働生産性を向上させることが急務であり、本計画を確実に実行することで、県境を結ぶ北薩地域の中核都市としての発展を目指すものとする。

(2) 目標

導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、県内で設備投資が最も活発な自治体の一つとなり、北薩地域の中核として更に経済発展していくことを目指す。

これを実現させる為に、計画期間中に10件程度の先端設備等導入計画の認定 を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性(中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。)が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

本市の産業は、農林水産業、製造業、サービス業と多岐にわたり、多様な業種が本市経済を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。従って、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

本市の産業は、駅周辺、内陸部を中心に広域に立地している。これらの地域で広く事業者の生産性向上を実現する観点から本計画の対象地域は市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

本市の産業は、農林水産業、製造業、サービス業と多岐にわたり、多様な業種が本市の経済・雇用を支えているため、これらの産業で広く生産性向上を実現する必要がある。従って、本計画において対象とする業種は全てとする。

生産性向上に向けた事業者の取り組みは、新製品の開発、自動化の推進、IT 導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据え た連携等と多様である。従って本計画においては、労働生産性の年率3%以上の 向上に資すると見込まれる事業であれば幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

導入促進基本計画の計画期間は2年間(令和5年7月23日~令和7年7月22日)とする。

- (2) 先端設備等導入計画の計画期間 3年間、4年間又は5年間とする。
- 5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

人員削減を目的とした取り組みを先端設備等導入計画の認定の対象としない等、 雇用の安定に配慮する。

また、公序良俗に反する取り組みや、反社会的勢力との関係が認められるものについては、先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。

なお、太陽光発電設備は雇用の創出及び安定を図る等の観点から、自己の工場や 事務所等建築物の屋上又は敷地に設置するもので、売電を目的とせずその発電電力 を直接生産等に供するものに限り対象とする。

(備考)

用紙の大きさは日本産業規格A4とする。